

応募資格、設置・運営の条件について(案) 平成31年度新規募集(平成30年12月開始予定)

1 応募資格 : 応募する法人、個人にかかる資格

項 目	
1	児童福祉法第34条の15第3項第4号イからル及び同法第35条第5項第4号イからルに該当しないこと。
2	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定義される暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が構成員の中に存在する団体に該当していないこと。

2 設置・運営の条件 : 補助対象施設を設置・運営するにあたっての条件

項 目	
1	本申請対象の認可外保育施設(以下、「当該施設」という。)を大阪市内に設置し、当該施設について、平成30年12月1日時点において、1年以上の運営実績があること。(平成30年12月1日以前に開設していること。)なお、平成30年12月1日以前から開設しているものの、平成30年12月1日以降に施設の設置場所を移転していた場合も対象とします。ただし、次の(2)の条件を引き続き満たしていることを条件とします。
2	当該施設について、平成29年12月1日から平成30年12月1日までの間に、途切れることなく、大阪市から認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付または通知を受けていること。なお、居宅訪問型保育事業を目的とする事業者は対象外とします。
3	当該施設において、1日4時間以上かつ週5日以上教育・保育の実施を内容とする利用契約に基づき当該施設を利用している4・5歳児がいること。 なお、4・5歳児とは、平成24年4月2日から平成26年4月1日生まれのこどものことを指します。
4	当該施設に従事する保育従事者の必要数の2分の1以上は、保育士、看護師(准看護師を含む)、幼稚園教諭、子育て支援員研修(地域保育コース(地域型保育))の修了証書を交付された者であること。(1日に保育する乳幼児の数が6人以上の認可外保育施設は認可外保育施設指導監督基準に示す保育従事者の必要数の3分の1以上は保育士、看護師(准看護師を含む)とすることを満たした上で配置すること。)
5	当該施設に従事する保育従事者と調理員を兼務させないこと。
6	当該施設において、当該施設の運営に対応した、次の①～⑥の内容に関するマニュアルを作成していること。 ①児童虐待を発見した場合の対応、②アレルギーを持つこどもへの対応、③食中毒の予防及び発生時の対応、④感染症の予防及び発生時の対応、⑤災害(火災、地震、津波等)や不審者侵入の発生時の対応、⑥事故の予防及び発生時の対応

※ (1)及び(2)に関し、施設の設置場所を移転した場合について、移転前の施設(平成30年12月1日以前に開設していること。)については、認可外保育施設指導監督基準を満たしていなかったが、基準を満たしていない項目が「第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件」のみであって、平成30年4月1日時点において、移転後の施設について認可外保育施設指導監督基準を満たし、大阪市から認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付または通知を受けている場合は、(1)及び(2)の条件を満たしたものとみなします。